

防火への配慮が必要なひとり暮らし高齢者のかたへ

日常生活用具購入費の一部助成



給付できるもの	電磁調理器		自動消火装置
	電磁調理器 購入費の一部 25,000円以内		自動消火装置購入費の一部 28,700円以内 <自動消火装置とは？> 固定式調理器具での熱を感知し、異常時に消火剤を噴射し消火を行う装置 * 煙感知器の設置がされていない場合のみ1台設置可能 (15,500円以内)
注意	* 給付額には、取り付け費・消費税も含める。 * 対象者の課税・非課税により、1割分の自己負担が発生。 * 維持管理・処分費はすべて自己負担		

対象者要件	以下のすべてに該当 65歳以上でひとり暮らしのかた (*ひとり暮らし認定をうけていないかたは、担当民生委員の訪問調査をうけていただきます) 要支援1・2、要介護1~3の認定を受け、主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度で ~ までに該当しているかた 自ら調理する機会のあるかた
-------	--

申請方法	<b style="color: red;">購入前に、申請が必要です。 事業者へ相談し、見積書・カタログのコピーを準備の書類と申請書及び付票・印鑑・介護保険被保険者証を持参のうえ、長寿課(福祉会館1階 番窓口)へ申請 * 自動消火装置設置のかたで借家の場合、家主の承諾が必要 * 申請書は、岡崎市ホームページよりダウンロード可 * 担当のケアマネジャーや地域包括支援センターでも代行申請可
注意	見積書の内容の必須要件 【宛名】 (あて先) 岡崎市長 (対象者名) 様 【品名等明細の記入】 品名 取り付け費 消費税額 *一項目ごとに金額がわかるように

給付方法をどちらか選択

給付方法	対象者から事業者に全額支払った後、市より対象者の金融機関口座へ振り込み	事業者へは市より支払い、対象者は負担額のみ事業者へ支払う
決定後の流れ	(市より) 決定通知を対象者へ送付 事業者への購入依頼機器の納入または設置 * 領収書が必要 市へ必要書類を提出 ・ 領収書の原本 ・ 決定通知に同封した書類 市は、書類を確認後対象者の金融機関口座へ振り込み	(市より) 決定通知を事業者と対象者へ送付 事業者への購入依頼機器の納入または設置 * 市より事業者へ送付した給付券に対象者の受領印が必要 本人負担額を事業者へ支払い 事業者からの書類提出により、市より事業者へ支払い

問い合わせ

長寿課 地域支援班 (福祉会館 1階 番窓口)
 電話 23 - 6147 / FAX 23 - 6520

よくある質問

Q 1 ひとり暮らし高齢者とは？

A 65才以上の高齢者で、ひとり暮らしであり、同一建物、同一敷地、隣接地に親族がいないかたで、毎年9月に民生委員が実施する調査でひとり暮らしであることが認定されているかた。
ひとり暮らしの認定のない場合、改めて民生委員による訪問を市より依頼。

Q 2 介護保険の認定をうけていないと申請できないか？

A 不可である。
要介護認定における、認知症による日常生活自立度の要件を満たす必要がある。

*障がい者手帳等を取得されているかたのうち一定の要件を満たすかたは、障がい福祉課（電話23-6113）での給付が受けられる場合がありますのでご相談ください。

Q 3 家族やヘルパーが調理の支援をするために購入できるか？

A 不可である。対象者が利用するという条件での費用の助成である。

Q 4 現在電磁調理器を使用している。壊れてしまったので買い替えに利用できるか？

A 不可である。火災が発生する要因が無いと判断する。

Q 5 現在電磁調理器を使用している。自動消火装置をつけたいが？

A Q4と同じく、火災が発生する要因が無いため不可である。

Q 6 鍋つきの電磁調理器でも良いか？

A 鍋つきの電磁調理機は、電磁調理器の費用が明らかにならないため不可である。

Q 7 自動消火装置と電磁調理器どちらにするか迷うのだが？

A 認知症の症状により、新しい機器を使いこなせない場合もある。
対象者の生活を引き続き維持ができるような機器を選択していただきたい。

Q 8 カセットコンロやストーブにも自動消火装置は設置できるか？

A 位置が変わるものにはできない。

Q 9 火災警報器（煙感知器等）だけの設置は可能か？

A 不可である。
火災警報器の設置は、市の条例で設置が義務付けられており本来ならば設置されているはずである。しかし、自動消火装置の設置が必要であると認められるかたにおいて、あるべきはずの火災警報器が無い場合に限り、1台のみ（15500円以内）で設置費用の助成が可能である。

*火災警報器の設置は、消防法で平成23年6月1日までに設置が義務付けられています。

Q 10 購入する事業者（店舗など）はどこでも良いのか？

A 電磁調理器については、電気製品を取り扱う事業者であればどこでも可である。
自動消火装置については、消防設備などを扱う事業者にご相談いただきたい。
事業者により内容や金額に相違があるため、納得したうえで事業者を選択し、申請していただきたい。
また、費用について市よりの事業者に対して支払いを選択される場合、あらかじめその旨を事業者に対し、説明をお願いしたい。

Q 11 購入した機器に関する維持管理・処分に係る費用は？

A 購入後の維持に係る費用及び、取り外し費用などはすべて自己負担となる。